

日本放送協会 理事会議事録

(2024年 2月13日開催分)

2024年 3月 1日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2024年 2月13日(火) 午前10時30分～11時00分

<出席者>

稲葉会長、井上副会長、小池専務理事、竹村専務理事、
林専務理事、山名専務理事、根本理事、中嶋理事、
安保理事、熊埜御堂理事、山内理事、寺田理事・技師長
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 総務省「公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ(案)についての意見募集」への対応について
- (2) インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について
- (3) 2023年度(令和5年度)建設計画の一部調整(1月期)について
- (4) 「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」一部変更につ

いて

2 報告事項

- (1) 「令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について
- (2) 2023年度第3四半期 視聴者活動の状況
- (3) 放送番組審議会議事録

3 審議事項

- (5) 第1441回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

- (1) 総務省「公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）」についての意見募集」への対応について
(経営企画局)

総務省は、昨年10月の「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」で継続検討とされた、地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方や、NHKのガバナンス等についての検討結果を取りまとめた「第2次取りまとめ（案）」を示し、意見募集を実施しています。これに対してNHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

意見案の説明に先立ち、取りまとめ（案）の概要を説明します。

取りまとめ（案）では、「地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当」という基本認識を示したうえで、地上波ラジオ放送については「原則のとおり、必須業務化することが適当」、衛星放送については「実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当」、国際放送については「要請放送を含め、必須業務化することが適当」とされました。

また、テキスト情報等の競争評価にあたっての留意点なども示されました。このほか、ガバナンスの在り方について示されたほか、今後の進め方として、「総務省においては、NHKのインターネット活用業務の必須業務化に向けて法制化に取り組むべき」とされました。

ただいま説明した取りまとめ（案）は、NHKがこれまで公共放送ワーキンググループで説明してきた内容を踏まえたものとなっています。そのため、記述に対する修正等の要望は行いませんが、NHKの姿勢を改めて表明するとともに、今後、競争評価に関する検討を進めていくうえで重要な観点を特記する意見を提出したいと考えています。

具体的な意見内容は次の通りです。

「地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方について、NHKは本ワーキンググループにおいて、『地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、放送と同様の公共的な役割を果たしていく』という基本的な考え方を示したうえで、ラジオ、衛星、国際それぞれの固有の事情を説明いたしました。構成員はじめ関係各位による深い議論の結果、本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、地上波テレビ放送番組のインターネット配信を含め、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKの責任を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。

競争評価については、引き続き、『日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合』等において、インターネット活用業務が必須業務化された場合におけるテキスト情報等の配信に関し、公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能するよう、議論や検討を進めてまいります。なお、競争評価に関する本案の記載のうち、地上波ラジオ放送について『テキスト情報等のラジオ音声との親和性、災害時のラジオ情報の有用性等について考慮することが適当』と、国際放送について『民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であることについて考慮することが適当』と、そして地方向け放送番組について『地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正

競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当』とされていることは、いずれも大変重要な指摘であると認識しております。

NHKは、NHK経営計画（2024-2026年度）で、『情報空間の参照点』の提供と『信頼できる多元性確保』への貢献の2つの基軸をもとに公共放送、公共メディアの役割を果たしていく、としました。また、説明可能・アカウンタブルな経営の徹底についても記載いたしました。本ワーキンググループにおけるご議論を踏まえながら、次期中期経営計画に基づき、今後の事業運営を進めてまいります」。

以上の意見案について、決定されれば、所定の様式により、NHKの意見として総務省に提出します。

また経営委員会がこの意見募集に意見を提出する場合は、本意見と合わせて、一括して執行部から提出いたします。

なお、公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）の概要等については、本日開催の第1441回経営委員会に報告します。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日開催の第1441回経営委員会に報告します。

（2） インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について
（経営企画局）

「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員の委嘱について審議をお願いします。

大久保直樹氏（学習院大学教授）に、2024年3月1日付で再委嘱したいと思っております。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

（3） 2023年度（令和5年度）建設計画の一部調整（1月期）について
（経理局）

2023年度（令和5年度）建設計画の一部調整（1月期）について、審議をお願いします。

この建設計画の一部調整は、設備の整備スケジュール見直しによる変更や年度途中に発生する予期できない事項への対応など、予算編成時には、確定していなかった事項に対して、適宜、予算措置を行うものです。1月期は66件、当年度700万円となります。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

（4）「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」一部変更について

（広報局）

「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の一部変更について審議をお願いします。

メディアロゴは総合テレビ・Eテレなど、放送波ごとに定めたロゴ（マーク）で、放送での番組予告や電子番組表などで運用しています。このメディアロゴを多様な色覚特性に配慮した色調に変更するため、「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」を一部変更します。

今年4月から、障害者差別解消法の改正によって、事業者には障がいのある方などへの合理的配慮の提供が義務付けられます。事業者の負担が過度でない場合には、障がいがある方への配慮として、そのバリアを取り除くことが義務化されます。その1つとしてWEBアクセシビリティ、つまり「ホームページなどのWEBコンテンツを障害のある人にも使いやすいようにすること」への対応が求められています。WEBアクセシビリティについては、国際標準化機構から基準となる国際規格が公開されており、総務省をはじめとする官庁や大手企業等で対応が進んでいます。

今回、NHKの総合テレビ・Eテレとラジオ3波のメディアロゴが国際規格の基準を満たしていないことが分かりました。

総務省などが適用している基準では、文字や数字の白色を1とすると、背景の色とのコントラスト比が「4.5対1」以上になることが求

められていますので、今回の変更では、このコントラスト比になるように変更します。赤や緑の背景色の色味がやや暗くなり、より中の文字が際立って見えるようになります。

なおNHK BSとBSP4K、BS8Kは、基準を満たしていただので、今回、変更はしません。

また、変更後のロゴをWEBコンテンツにとどまらず、NHKの放送や印刷資材等でも使用することとします。理由は、NHKのコンテンツは、すべて放送を起点として展開しているためです。

変更するのは、「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の第3条2項に記載している別紙2（図）です。なお、変更の日時は、2024年4月1日とします。

（会 長） 変更後のロゴは、より見やすくなっていると私も感じます。

ほかにご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

（1）「令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について

（経営企画局）

「令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」（以下、収支予算等）に付する総務大臣の意見が、2024年2月7日の電波監理審議会への諮問・答申を経て取りまとめられました。収支予算等にこの意見が付され、令和6年度に係る中期経営計画を添えられたうえで、2月9日の閣議を経て、国会に提出されました。この総務大臣の意見の内容について、報告します。

意見では、「公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、『NHK経営計画（2024－2026年度）』に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。」としています。そして、収支予算等につい

て、「令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。」としたうえで、予算の執行に当たっては、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」としています。また「能登半島地震においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。」「放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。」「国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、『業務』・『受信料』・『ガバナンス』を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。」としています。

そのほか、特に配意すべき点として「国内放送番組の充実」「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等」「インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等」「経営改革の推進」「受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等」「大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化」「放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等」の7項目を挙げています。

本件は、本日開催の第1441回経営委員会に報告します。

(2) 2023年度第3四半期 視聴者活動の状況 (視聴者局)

2023年度第3四半期の視聴者活動の状況について、報告します。

まず、目標進捗状況についてです。契約総数は、年間目標58万件的減少に対して22万件的減少、衛星契約は13万件的減少の年間目標に対して5.4万件的減少でした。衛星契約割合は53.2%となり、前年度末から0.2ポイント向上しました。

つづいて契約取次の状況です。契約取次は、新規が89.8%、衛星（新規・契約変更）が77.3%となりました。インターネットを中心に自主申し出数が増加したこと等により新規・衛星ともに基準進捗率75%を上回りました。

次に、年度別受信料の収納状況についてです。当年度分と前年度分を合わせた受信料収納額は12月末で4,772億円となり、前年度同時期を205億円下回りました。

年間計画（6,247億円）に対する進捗率は76.4%となり、受信料値下げを踏まえた第3四半期計画を上回る実績を確保することができています。

本件は、本日開催の第1441回経営委員会に報告します。

（3）放送番組審議会議事録

（メディア編成センター・国際放送局）

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2023年12月開催分の議事録についての報告。

3 審議事項

（5）第1441回経営委員会付議事項について

（経営企画局）

本日開催の第1441回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、報告事項として「『令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画』に付する総務大臣の意見について」、「2023年度第3四半期 視聴者活動の状況」です。その他事項として「総務省デジタル時

代における放送制度の在り方に関する検討会『公共放送ワーキンググループ』について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2024年 2月27日

会 長 稲 葉 延 雄